上越地域在宅医療推進センター　　資料④

ICT を活用した情報ネットワークシステムに関する運用規定

目的

第１条　この規定は上越地域在宅医療推進センター（以下「推進センター」という）が運営する ICT を活用した情報共有について、安全かつ円滑な運用と医療・介護に関する個人情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

呼称

第２条　本ネットワークシステムの呼称は上越地域在宅医療推進センターウェブサイト「がんぎネット」、Medical＆Care giving Network「ＭＣネット」（以下「システム」という）とする。

システム運営主体及び事務局・システム管理者の定義

第３条　システムの運営主体及び事務局（以下「事務局」という）は一般社団法人上越医師会に設置する「上越地域在宅医療推進センター」とする。

２　システム管理者は「特定非営利活動法人　上越地域活性化機構」とする。

事務局及びシステム管理者の業務

第４条　事務局は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

① 登録（新規・変更・中止）申請書（個人情報に関する誓約書）の受付・受理・決定・保管
② システム使用者への操作説明
③ データーベース管理
④ ＩＣＴに情報掲載することに同意した患者及びその家族（以下「対象者」という）または使用者に対しての相談対応

２　システム管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

① ID/PW　の発行（変更・中止）
② システム運用管理（不正使用の監視及び必要時の指導・停止）
③ システムメンテナンス（ウイルス対策含む）

管理責任者の定義

第５条　管理責任者とは、各機関でシステムの安全な管理・運用を行うために、システムを使用する機関の長が配置する者をいい、システムを使用する機関の長は、その管理責任を負うものとする。

２　システムを使用する機関の長は、配置した管理責任者の氏名・役職を申請書内に記載して、推進センターの長に届け出なければならない。

管理責任者の責務

第６条　管理責任者は、当該機関内でシステムが適正に使用されているか監視するものとする。また、不適正な使用がある場合には、改善を求めることが出来る。

２　管理責任者は、機関内で起きた不適正使用などの事象を事務局へ報告する義務を負う。

使用者の定義

第７条　使用者とは、システムを使用する機関の職員であり、システムを操作・閲覧する者をいう。

使用者の責務

第８条　使用者がシステムを使用するに際しては、本規定のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守しなければならない。

２　使用者は、システムを通じて入手した各種情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。

３　使用者は ID 及び PW を適正に管理しなければならない。

４　使用者は、システムに接続する端末のセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス対策ソフトに更新しなければならない。

５　使用者は、システム使用時に発生したトラブル事象等を管理責任者へ報告する義務を負う。

使用申請及び変更・中止

第９条　システムを使用する機関は「がんぎネット・ＭＣネット使用申請書」により事務局あてに使用申請を行うものとする。

２　申請内容に変更のある場合又は、異動・退職等によりシステムの使用を中止する場合は、「がんぎネット・ＭＣネット使用変更・中止」届出書を事務局あてに提出するものとする。

３　申請があった場合、事務局は審査・承認を行うものとする。
なお本規定施行前からシステムを使用している機関は、この限りではない。

使用時間

第 10 条　システムの使用は、365 日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は使用者に対し事前に通知したうえで運用を停止し、不定期に必要になった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

２　システムの良好な運用を維持するために、機能や使用時間の変更を行うが、原則使用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他運用管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りでない。

医療・介護情報の使用と同意

第 11 条　対象者の医療・介護情報（以下「情報」という）は、システムで送受信されるすべての情報とする。

２　システムを使用して情報を共有する場合には、対象者の同意（「ＭＣネットに関する同意書」の提出）がなければならない。

３　前項の情報を使用できるのは、対象者及び家族から使用中止の申し出があるまで有効とする。

４　共有する医療・介護情報は下記のとおりとする。

①地域連携連絡票

②日々の対象者の状況、介護されているご家族の様子等

③提供するサービスの内容

④画像：皮膚状態/食事形態/歩行時の姿勢/環境整備のために必要な室内写真等

⑤サービス担当者会議等の日程調整

⑥薬剤についての情報（服薬管理・薬剤による体調変化等）

⑦医療機関への受診状況、入退院に関すること

⑧医療機関同士での対象者の診療に必要な医療情報の共有（医療機関に限定）

⑨その他（共有する必要がある内容）

システムで取得した情報の取り扱い

第 12 条　システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

① 原則として閲覧している使用者およびその所属機関に、責任の所在が帰属する。

② 自機関における記録の一部であるという認識を持ち、自機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。

③ 学術目的で使用する場合には対象者またはその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

利用端末

第 13 条　携帯用端末でシステム接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末起動時に PW 認証を設定しなければならない。

利用料

第 14 条　当面（平成 30 年 3 月現在）使用者から利用料を徴収しないものとする。

運用規定の変更

第 15 条　この運用規定の変更は、上越地域在宅医療センター運営会議の承認を得るものとする。

附則

1　この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。